

平成20年6月24日(火曜日)

議事日程第4号

平成20年6月24日(火曜日)午前10時開議

第1. 追加提出議案の説明並びに質疑

議案第117号

1件

第2. 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)

第3. 委員長審査報告

第4. 議案第80号 由利本荘市ふるさとさくら基金条例の制定について

第5. 議案第81号 由利本荘市税条例の一部を改正する条例案

第6. 議案第82号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例案

第7. 議案第83号 由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

第8. 議案第84号 由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

第9. 議案第85号 由利本荘市ホームヘルプサービス事業の費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案

第10. 議案第86号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案

第11. 議案第87号 由利本荘市交通指導員に関する条例の一部を改正する条例案

第12. 議案第88号 由利本荘市防犯指導員に関する条例の一部を改正する条例案

第13. 議案第89号 由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

第14. 議案第90号 由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案

第15. 議案第91号 大内北内越財産区の分収造林契約の変更について

第16. 議案第92号 由利本荘市道路線の廃止について

第17. 議案第93号 由利本荘市道路線の認定について

第18. 議案第96号 物品(除雪ドーザ)購入契約の締結について

第19. 議案第97号 物品(矢島中学校給食調理場備品)購入契約の締結について

第20. 議案第98号 交通事故に係る示談について

第21. 議案第99号 平成20年度由利本荘市一般会計補正予算(第2号)

第22. 議案第100号 平成20年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

第23. 議案第101号 平成20年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算(第1号)

第24. 議案第102号 平成20年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第25. 議案第103号 平成20年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第1号)

- 第26．議案第104号 平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 第27．議案第105号 平成20年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第28．議案第106号 平成20年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第29．議案第107号 平成20年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第1  
号)
- 第30．議案第108号 平成20年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算  
(第1号)
- 第31．議案第109号 平成20年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第32．議案第110号 平成20年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第1号)
- 第33．議案第111号 由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 第34．議案第112号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負契約の  
締結について
- 第35．議案第113号 由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負契約の  
締結について
- 第36．議案第114号 由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負契約の  
締結について
- 第37．議案第115号 土地(大内工業団地造成地)の処分について
- 第38．議案第116号 平成20年度由利本荘市一般会計補正予算(第3号)
- 第39．議案第117号 由利本荘市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例案
- 第40．陳情第111号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林  
復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出についての陳情
- 第41．陳情第112号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し、自衛隊  
をイラクから直ちに撤退させる意見書提出についての陳情
- 第42．継続審査中の陳情第1号 秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出につ  
いての陳情
- 第43．継続審査中の陳情第2号 鳥海総合支所直根及び笹子出張所廃止計画に反対する  
陳情
- 第44．継続審査中の陳情第6号 岩城総合支所亀田出張所存続に関する陳情
- 第45．継続審査中の陳情第8号 大内総合支所上川大内並びに下川大内出張所の存続に  
ついての陳情
- 第46．継続審査中の陳情第9号 「出張所の廃止」の中止を求める陳情
- 第47．追加提出委員会発案の説明並びに質疑  
委員会発案第1号から委員会発案第2号まで 2件

- 第48．委員会発案第1号 「鳥獣被害防止特措法」関係予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書の提出について
- 第49．委員会発案第2号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し、自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書の提出について
- 第50．追加提出議員発案の説明並びに質疑  
議員発案第2号 1件
- 第51．議員発案第2号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 第52．由利本荘市農業委員会委員の推薦について

本日の会議に付した事件  
議事日程第4号のとおり

出席議員（27人）

1番 今野英元	2番 今野晃治	3番 佐々木勝二
4番 小杉良一	5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫
7番 高橋和子	9番 佐々木慶治	10番 長沼久利
11番 大関嘉一	12番 本間明	13番 石川久
14番 佐藤勇	15番 佐藤實	16番 高橋信雄
18番 佐藤賢一	19番 伊藤順男	20番 鈴木和夫
21番 佐藤譲司	22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和
24番 土田与七郎	25番 村上亨	26番 三浦秀雄
27番 齋藤栄一	28番 齋藤作圓	30番 井島市太郎

欠席議員（2名）

8番 渡部 功      17番 村上文男

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘	副市長	鷹照賢隆
副市長	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	理事	佐々木永吉
総務部長	渡部聖一	企画調整部長	中嶋豪
市民環境部長	鷹島恵一	福祉保健部長	齋藤隆一
農林水産部長	小松秀穂	商工観光部長	阿部一夫
建設部長	猿田正好	教育次長	須田高
消防長	中村晴二	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	小松浩
財政課長	阿部太津夫	企画調整課長	大庭司

議会事務局職員出席者

局	長	村 上 典 夫	次	長	三 浦 清 久
書	記	遠 藤 正 人	書	記	阿 部 徹
書	記	石 郷 岡 孝	書	記	鈴 木 司

午前 9時59分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

8番渡部功君、17番村上文男君より欠席の届け出があります。

出席議員は27名であります。出席議員は定足数に達しております。

議長（井島市太郎君） この際、お諮りいたします。このたび追加議案及び追加委員会発案並びに追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第117号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、このたびの岩手・宮城内陸地震についてであります。

今月14日、午前8時43分に発生した地震では、本市におきましても震度4を記録し、午前9時に鷹照副市長を部長とする災害警戒対策部を設置し、被害の状況などの情報収集に当たりました。

とりまとめた被害の状況につきましては、市役所本庁舎及び小友健康増進センターの窓ガラスにひび、本荘東中学校及び矢島中学校の外壁等に亀裂、天鷲村での遠藤家室内の白壁一部はがれ落ちと美術館の展示物の落下による一部破損、西目地域集落排水施設周囲の地盤沈下などの被害がありました。幸いにも軽微な被害だけであり、人的被害もなく余震も落ち着いたことから、本市においては今後被害の拡大はないものと判断し、同日、午後2時30分に対応要員を残して災害警戒対策部を解散しております。

こうした中、災害援助協定を締結している奥州市を初めとする北東北連携軸の各市や、湯沢市を初めとする環鳥海の各市にお見舞いの電話を入れるとともに、被害状況の概要を伺ったところ、援助要請までには至らないとのことでありました。

また、今回の地震では、消防庁長官より秋田県を通じて緊急消防援助隊の派遣要請があり、消防本部より隊員10名を被害の大きかった栗原市に派遣しており、駒の湯温泉での支援活動などに出動し、任務を果たして帰庁いたしました。

今回の地震でお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたすとともに、被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上げ、被災地の一刻も早い復旧を願うものであ

ります。

次に、新聞等で報道されております採血器具の使い回し問題についてであります。厚生労働省の調査依頼により県で行った6月18日現在の調査結果によると、本市においては、病院4施設、診療所8施設、介護老人保健施設4施設となっております。

また、市の米まつり等で基本健診事後指導教室などを実施してはりましたが、市単独で実施したものや国保連の事業支援を得て実施したものもあります。

これまで、県・国からの通達や指導がなかったことから適切な使用と判断していたものであり、現在のところ、健康被害などの報告はありません。

今後は、県と連携を取りながら適切に対処してまいりたいと考えております。

続いて、このたびの元嘱託職員による税金着服問題について、去る6日の本会議で報告いたしました後の調査状況と、これまでに判明した事実、さらに今後の対応についてご報告申し上げます。

この元嘱託職員から経緯や事実関係について改めて事情聴取を行い、新たに判明した着服額についても確認を求め、期限を区切り弁済を迫ってはりましたが、本人は謝罪して弁済の意思は示しているものの、本日まで仮受領した当初の2件のほかについて、まだ弁済されておられない状況であります。

一方、対象者全員にこれまでの調査内容を説明させていただき、納付状況の再確認をするともに、市としての被害額を確定するため、収納課と税務課の職員により10班体制で、6月13日から17日にかけて再度臨宅訪問をしたところであります。

これらの調査により、6月17日現在で、領収証との突合による確定分と聞き取りにより推計したものを合わせた着服額は、対象者73人、475件で、562万円に上がるものと見込まれ、弁済額は105万円にとどまっている状況であります。

こうしたことを踏まえ、被害額が多額であることや着服行為が長期間にわたって繰り返されていること、さらには、その隠ぺい行為を行っていた事実を勘案し、自治法に基づく賠償責任と請求額の確定に向け、6月19日付で市監査委員に対し監査請求を行ったところであり、今後、刑事告訴を行う方針で関係機関と調整を図っているところであります。

また、このような事件が起こった背景には、公金取り扱いにおける内部のチェック体制に甘さがあったことは否めないところであり、私を初め副市長の減給処分に係る条例改正案を追加提出させていただくほか、事件の解明と相まって関係職員の処分を実施いたします。

今後は、行革本部の事務指導対策室を中心に公金の取り扱いのチェック体制とあわせて、早急に適切な事務事業の体制確立を図ることで根絶へ向けた取り組みを強化し、市政への信頼回復に全力を挙げてまいり所存であります。

次に、昨年11月に職員が起こした交通事故に関する処分についてであります。この事故は、乗用車で帰宅途中の出納室技監が安全確認を怠り、にかほ市の85歳の男性をはねて重傷を負わせてしまい、直接の原因ではないものの、8日後に死亡に至ったものであります。

その後、安全運転義務違反による30日の運転免許停止の行政処分のほか、このほど、本荘簡易裁判所において罰金30万円の略式命令が下され確定したことから、この職員に

対し、停職1カ月の懲戒処分を行ったところであります。

職員には、交通事故を起こさないよう、遭わないよう、さらなる安全運転と、公務員としての自覚を持って責任ある行動を取り、全庁挙げて綱紀肅正に努めるよう改めて喚起を促しているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

最後に、本定例会においてご審議いただいております由利本荘市ふるさとさくら基金への寄附についてであります。由利地域前郷出身の現在、株式会社東北新社代表取締役会長であります植村伴次郎氏より、この制度の趣旨に基づいたご寄附の申し出がありましたので、同基金条例を制定した後、第1号として積み立ててまいります。

今後も、この制度を広く周知するため、パンフレット等を活用して本市出身の方々等へのご理解とご協力をお願いしてまいります。議員各位からも機会あるごとに周知いただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

それでは、追加提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本日、追加提出いたしました案件は、議案第117号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは、さきにご報告申し上げました収納課の元嘱託職員による税金着服行為について、市政を預かる市長としてその責任を痛感するとともに、市政に対する市民の信頼を損ねたことに対しまして、私の給料を平成20年7月から2カ月間及び両副市長の給料を平成20年7月から1カ月間、それぞれ10分の1を減額するため条例の一部を改正しようとするものであります。

以上が追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第117号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時14分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第117号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前11時00分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第80号から議案第93号まで及び議案第96号から議案第117号までの36件、陳情第11号及び陳情第12号並びに継続審査中の陳情第1号、陳情第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号の8件を一括上程し、日程第3により、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤賢一君。

【総務常任委員長（佐藤賢一君）登壇】

総務常任委員長（佐藤賢一君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

このたびの定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、本日の追加議案を含めまして、議案12件、陳情1件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第80号由利本荘市ふるさとさくら基金条例の制定についてであります。これは、ふるさと納税制度の創設に伴い、広く寄附金を募り、まちづくりや地域づくりなどに参画してもらい、躍動感あふれるふるさとづくりの推進を図るため、基金条例を制定するものであります。

基金から生ずる運用収益は一般会計に計上し、施行規則で寄附金の額を1口5,000円以上とし、寄附金の使途を明確にするなど、管理運営の必要な事項を定めるものであります。

この基金条例の制定については、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第81号由利本荘市税条例の一部を改正する条例案並びに議案第82号由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例案についてであります。市税条例では、地方税法の改正に伴う改正のうち、施行が7月以降の部分について改正を行うものであり、ふるさとへの寄附など寄附金文化を促進する観点から拡充された寄附金税制の見直しや、上場株式等の配当・譲渡益の軽減措置の廃止などによる証券税制の見直し、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、さらには長期優良住宅にかかわる特別措置の創設にかかわるものであり、都市計画条例では、地方税法の一部改正に伴い、法令の条文変更追加された部分の引用条文など関連部分の条例をそれぞれ一部改正し、条例整備を行うものであります。

以上、2件の条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第91号大内北内越財産区の分収造林契約の変更についてであります。これは大内北内越財産区が分収造林の契約締結している独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターと契約の存続期間を、44年間から80年間に36年間延長しようとする契約の変更については、優良材生産を目指した長伐期施業導入のためであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてご報告いたします。

議案第99号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託になりました歳入歳出の各款及び地方債の追加、変更並びに追加提案の議案第116号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）について、まとめてご報告いたします。

初めに、議案第99号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）、地方債の追加、変更についてであります。まず歳入につきましては、13款使用料及び手数料の総務使用料は、鳥海地域の移動通信用鉄塔施設使用料の確定による減額であります。

14款国庫支出金の総務費国庫補助金では、裁判員制度に伴う裁判員候補者名簿の作成に当たり、裁判員制度電算処理システム改修にかかわる交付金の追加であります。

15款県支出金の総務費補助金では、地籍調査事業費補助金の確定に伴う減額であり、総務費委託金では、秋田県消費者物価統計調査の中止並びに経済センサス調査の交付決定額によるそれぞれの委託金の減額であります。

16款財産収入では、財産貸付収入の土地建物貸付収入で、鳥海ダム調査事務所の契約金額の確定による減額が主なもので、不動産売払収入は、市有地の売却による増額などあります。

17款寄附金では、一般寄附金並びに総務費寄附金を増額し、18款繰入金では、石脇、子吉及び石沢財産区会計の精査により、繰入金を増額するものであります。

19款繰越金は、前年度繰越金を増額するものであります。

20款諸収入の雑入は、由利地域曲沢集落のコミュニティー事業の実施による自治総合センターからの助成金を、さらに矢島スキー場事故の弁護士委託に伴う保険金と、サマーチャンボ宝くじ市町村交付金において交付総額が増額となり、それぞれ増額するものであります。

21款市債の借換債では、公債費負担の軽減を図るため、一般会計における高利率な公的資金及び民間資金を利率の低い民間資金に、従来償還残期間で借りかえするための追加であります。

内訳では、公的資金補償金免除繰上償還借換債が、公営企業金融公庫資金の借入利率5ないし7%、4,300万円、旧簡易生命保険資金の利率7%以上、1,110万円、旧資金運用部資金の利率6ないし7%、3億7,080万円。合計で4億2,490万円を見込み、9月と3月の指定償還日に償還しようとするもので、利率の変動はあるものの、現時点の借入利率1.3%で試算した場合の利子分軽減額は6,800万円ほど。

また、民間資金借換債は、利率2.6ないし4%分の秋田銀行、JA秋田しんせい、北都銀行及び羽後信用金庫で9億6,070万円を償還するため借りかえするものであり、現時点で試算した場合、利子分軽減額は6,000万円ほどとなるものであります。

歳出につきましては、人事異動に伴う人件費に係るもの以外の主な内容についてご報告申し上げます。

1 款議会費は、需用費において、議会専用車修繕料を消耗品費から組み替えするものであります。

2 款総務費は、一般管理費において、賃金は、産前・産後、育児休暇などによる職員の不足分をアルバイトで対応するための増額で、負担金補助及び交付金は、産学共同研究センター分担金の確定に伴う減額などであります。

また、電子計算費は、機器等保守管理委託料の確定に伴う減額で、財政管理費は、起債管理において、修正作業等の効率確保などのために起債管理システム改修に要する経費を増額するものであります。

財産管理費は、アスベスト成分調査委託や、第二庁舎の完成に当たり必要備品の購入に要する経費などを増額するものであります。

企画費は、ふるさとさくら基金費の必要経費と情報センター特別会計への繰出金の増額であります。

支所及び出張所費は、矢島スキー場事故の裁判に伴う弁護士委託料を、自治振興費は、由利地域曲沢集落のコミュニティー助成事業補助金を追加するものであります。

地籍調査費は、地籍調査事業の確定により委託料を減額するものであります。

諸費は、国際交流事業費で、ハンガリー公式訪問団の人員、日程などが確定したことに伴い、関係経費を増額するものであります。

選挙管理委員会費は、裁判員制度に伴う裁判員候補者名簿の作成に当たり、電算処理システムの改修のため委託料を増額するものであり、農業委員選挙費は、農業委員選挙の投開票事務に要する経費を追加するものであります。

12 款公債費は、高金利な市債の公債費負担を軽減するため、借換債による繰上償還金を追加するものであります。

地方債補正は、市債の借換債 2 件を追加し、また、林道舗装整備事業など 2 件について、事業費の変更などにより限度額を変更するものとなっております。

なお、年度末の市債残高は786億3,100万円ほどの見込み額であります。

次に、議案第103号平成20年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第1号）であります。歳出は、職員人件費のほか新規加入者の引き込み工事手数料など増額し、歳入は、負担金及び一般会計からの繰入金で調整しようとするもので、歳入歳出それぞれ3,616万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,651万4,000円にしようとするものとなっております。

次に、追加提出されました、議案第116号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入19款繰越金は、歳出額の調整のため69万9,000円を増額しようとするものであります。

以上、申し上げました3件の補正予算につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、6月13日追加提出されました議案についてご報告申し上げます。

初めに、議案111号由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは鳥海診療所において、入院患者には職員による当直により対応していましたが、重篤な入院患者が増加したことにより、職員の交代制による夜間勤務体制に変更するに当たり、労働基準監督署との協議が整い、夜間の看護業務

に従事する職員の特殊勤務手当支給について、条例の一部を改正し整備するもので、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、ケーブルテレビ施設整備関連の工事請負契約3件の締結についてであります。

議案112号由利本荘市ケーブルテレビ施設第1工区伝送路工事請負契約の締結についてであります。これは本荘地域の一部、子吉・小友・南内越地区のうち、川口、柴野、砂子、藤崎、薬師堂を除く区域に伝送路工事をするもので、光ケーブル延長が約35キロメートル、同軸ケーブル延長が約68キロメートルの敷設であり、自営柱の建て込みや機器の取り付けなどの工事内容とする工事請負契約の締結について、2者による指名競争入札の結果に基づき、本荘・羽後・マサカ特定建設工事共同企業体を相手方とし、2億2,680万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

なお、当工事で除かれた川口、柴野、砂子、藤崎、薬師堂地区においては、来年度以降、市街地整備で実施するものとなっております。

次に、議案113号由利本荘市ケーブルテレビ施設第2工区伝送路工事請負契約の締結については、矢島地域全域を区域とする伝送路工事で、光ケーブル延長が約23キロメートル、同軸ケーブル延長が約87キロメートルの敷設であり、以下、前議案と同様の工事内容とする工事請負契約の締結について、2者による指名競争入札の結果に基づき、ユアテック・大城・仁賀保・ライトン特定建設工事共同企業体を相手方として、2億7,195万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案114号由利本荘市ケーブルテレビ施設放送・通信設備工事請負契約の締結についてであります。これはCATVセンターへの多重情報伝送設備、伝送路整備区域の送出設備、光送受信装置や増幅器などの各種機器の設置や調整などを内容とする工事請負契約の締結についてであり、2者による指名競争入札の結果に基づき、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社東北社を相手方とし、4億4,100万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上、3件の工事請負契約締結については、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提出されました、議案第117号由利本荘市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、平成20年7月1日から2カ月間、市長の給料月額を、平成20年7月1日から1カ月間、副市長の給料月額をそれぞれ10分の1に相当する額を減ずるものであります。提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第12号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し、自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書提出についての陳情であります。審査の上、賛成多数で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査の陳情5件についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号秋田県由利地域振興局の存続を求める意見書提出についての陳情についてであります。審査の過程で不採択の意見も出されましたが、今県議会で議論されている動向や実情など、なお審査の必要があると動議が出され、賛成多数で継続審査に付するものと決定した次第であります。

次に、陳情第2号鳥海総合支所直根及び笹子出張所廃止計画に反対する陳情、陳情第

6号岩城総合支所亀田出張所存続に関する陳情、陳情第8号大内総合支所上川大内及び下川大内出張所の存続についての陳情及び陳情第9号「出張所の廃止」の中止を求める陳情、4件につきましては、いずれも各総合支所出張所の存続を求める願意とした陳情であります。討論を経て採決の結果、当該陳情4件ともに賛成多数で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。15番佐藤實君。

【教育民生常任委員長（佐藤實君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤實君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係7件、補正予算6件、契約の締結1件の計14件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりでありますが、審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第83号由利本荘市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてであります。これは平成20年度の国民健康保険税の税率について、これまで本荘地域と本荘地域以外で異なっていた税率を統一し、均一課税とするものであり、また、医療給付分において資産割を廃止するなど、全体として被保険者の負担軽減が図られるものであります。

なお、この税率変更により1億3,000万円程度の単年度赤字が見込まれますが、繰越金や基金などの余裕財源で賄うとのことであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第84号由利本荘市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは後期高齢者医療保険料の普通徴収を7月から実施するに当たり、保険料の督促手続及び延滞金の算出方法について、市税などの取り扱い方法と整合性を図るため関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第85号由利本荘市ホームヘルプサービス事業の費用の徴収に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは国において難病特別対策推進事業実施要綱が改正されたことに伴い、ホームヘルプサービス事業にかかわる費用負担について、その対象者及び費用負担階層区分を改めるため、別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第86号由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは地域支援事業における緊急通報体制整備事業において、税源移譲により所得税が減税されたことに伴い、社会福祉協議会のふれあい安心電話を除く緊急通報装置の利用料を算定するための所得階層区分を改めるため、別表を改正するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第87号由利本荘市交通指導員に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第88号由利本荘市防犯指導員に関する条例の一部を改正する条例案の2件につきまし

ては、改正内容に共通する部分がありますので一括してご報告いたします。

この2件の改正内容につきましては、交通指導員及び防犯指導員の隊の編成について規定するとともに、指導員が職務に従事した場合の支払費目を明確にするため、関係条文を整備するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第90号由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは二十六木グラウンドゴルフ場及び矢島グラウンドが廃止されることに伴い、これらを別表から削除するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、契約の締結についてご報告申し上げます。

議案第97号物品（矢島中学校給食調理場備品）購入契約の締結についてであります。これは矢島中学校給食調理場の備品の購入について、指名競争入札によりタニコー株式会社秋田営業所と2,457万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第99号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、20款、21款と、歳出2款から5款、9款、10款についてであります。

なお、職員人件費については、4月1日付の定期人事異動に伴う補正でありますので、人件費以外の主なものについてご報告を申し上げます。

まず歳入についてであります。14款国庫支出金では、障害者自立支援臨時対策事業にかかわる行動援護費負担金や国から事業採択されたことによる地域介護・福祉空間整備等交付金の追加が主なものであります。

15款県支出金では、同じく障害者自立支援臨時対策事業にかかわる行動援護費負担金や障害者自立支援臨時対策事業補助金の追加及び県補助事業の見直しによるすこやか子育て支援事業費補助金の減額が主なものであります。

20款諸収入では、特定高齢者把握事業費及び包括支援センター運営費にかかわる地域支援事業受託収入の増額が主なものであります。

21款市債では、本荘南中学校の用地購入にかかわる中学校改修事業債の増額であります。

次に、歳出についてであります。3款民生費では、1項社会福祉費において、特定高齢者把握事業にかかわる生活機能チェック委託料の増額、また、歳入でもご説明しましたとおり、地域介護・福祉空間整備等補助金の決定による介護福祉施設整備費の追加や障害者自立支援臨時対策事業費の追加が主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、制度改正による児童扶養手当システム改修費の追加や県補助事業の見直しによる乳児養育支援金の減額が主なものであります。

4款衛生費では、2項清掃費において、し尿処理施設運営費にかかわる本荘由利広域市町村圏組合分担金の確定による減額が主なものであります。

9款消防費では、1項消防費において、新規採用職員2名分の消防学校入校経費及び

被服購入に要する経費の増額が主なものであります。

10款教育費では、2項小学校費において、北内越小学校の給水管改修工事の追加が主なものであります。

また、3項中学校費においては、現在、東北森林管理局より借用している本荘南中学校用地の購入経費の追加が主なものであります。

また、5項社会教育費においては、国指定史跡の申請に向けた鳥海山の文化遺産調査にかかわる史跡調査図面作成委託料などの追加が主なものであります。

また、6項保健体育費においては、10月に本市において開催される世界女子ローラーホッケー選手権大会などのスポーツ大会にかかわる開催補助金の追加が主なものであります。

次に、議案第100号平成20年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額であり、歳出では、人間ドック助成事業において、申込者数の増加による人間ドック助成金の増額及び国保ラインシステム改修費の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ1,670万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を91億976万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第101号平成20年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、医療給付費国庫負担金の増額であり、歳出では、平成19年度の老人医療給付費などの確定に伴う診療報酬支払基金への償還金の増額並びに医療費現物給付及び現金給付の費用の組み替え補正であり、歳入歳出それぞれ249万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を9億7,693万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第102号平成20年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、一般会計繰入金の増額であり、歳出では、後期高齢者医療保険料の徴収開始に当たり、保険料徴収にかかわる需用費及び役務費を増額するものであり、歳入歳出それぞれ85万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億972万7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第104号平成20年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、繰越金の増額が主なものであり、歳出では、職員の定期人事異動などに伴う職員人件費の増減額及び東光苑において嘱託医1名が高齢により辞職したことに伴う報酬の減額が主なものであり、歳入歳出それぞれ380万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を7億4,376万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第116号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第3号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは歳出3款についてであります。

これは障害者福祉サービスなどの利用者負担を軽減する国の緊急措置に伴い、障害者自立支援法施行令の一部が改正され、その詳細が5月下旬に示されたことから、7月1日からの施行に向け、システム改修に必要な経費69万9,000円を追加しようとするものであります。

以上、ご報告申し上げました6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を

了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。24番土田与七郎君。

【産業経済常任委員長（土田与七郎君）登壇】

産業経済常任委員長（土田与七郎君） 産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託されました案件を除き、条例関係1件、補正予算3件、土地の処分に係る案件1件、その他1件、陳情1件の計7件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

最初に、議案第89号由利本荘市コミュニティバス等運行事業条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案であります。これは、さきの第1回定例会において、市直営バス4路線の使用料を統一するために議決した条例の一部改正について、その施行期日である7月1日を迎えるに当たり、利用者の利便性と利用率の向上及び料金改定の激変緩和を図ることを目的に割引回数券を発行するため、第1回定例会での条例の一部改正をさらに一部改正しようとするものであります。

なお、委託路線である岩城地域の南沢線と本荘地域の循環バスの2路線についても、7月1日より市直営路線と同額の料金となる予定であり、割引回数券は、これら全6路線で共通して利用できるものであります。

また、今回の一部改正についても施行期日を7月1日とし、券の販売及び利用開始も同日としたいとのことであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第98号交通事故に係る示談についてであります。これは平成17年5月17日に西目地域で発生した、市所有の林業トラックと歩行者との衝突人身事故に係る示談に伴う損害賠償の額を定めるに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、損害賠償額は、相手方の治療費、休業損害、慰謝料等一切を404万7,695円とするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります

初めに、議案第99号平成20年度一般会計補正予算（第2号）であります。当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご報告申し上げます。

まず歳入についてであります。

第15款県支出金につきましては、今年度から実施される秋田県水と緑の森づくり税事業に係る補助金や、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業に新たに繁殖用雌牛導入型が加えられたことに伴う補助金の追加、また、林道整備事業の路線増に伴う補助金の追加が主なものであります。

第20款諸収入につきましては、議案第98号でご報告いたしました、交通事故示談に係る保険収入の増額であります。

第21款市債につきましては、第15款同様、林道整備事業に係る農林水産業債の増額で

あります。

続いて歳出についてであります。職員の定期人事異動に伴う人件費補正以外の主なものについてご報告申し上げます。

第6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、歳入第15款で触れました繁殖用雌牛導入に対する補助のための経費の追加と、集落排水事業繰出金の増額が主なものであります。

2項林業費では、歳入で触れました林道整備や維持に要する経費の追加と、秋田県水と緑の森づくり税事業として、枯れ松処理や植栽を行うマツ林健全化整備事業、生活環境保全林整備のためのふれあいの森整備支援事業等に要する経費の追加、交通事故示談に伴う損害賠償金の追加が主なものであります。

3項水産業費では、松ヶ崎・西目両漁港の漂砂しゅんせつに要する経費の追加であります。

第7款商工費につきましては、本荘工業団地内の市有緑地帯のり面の芝植栽のための経費の追加と、烏海荘の温水メーターと三望苑の水道中継ポンプ等の修繕に要する経費の追加が主なものであります。

第11款災害復旧費につきましては、林道災害復旧事業費における組み替え補正で、額の増減はないものであります。

次に、議案第106号平成20年度集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。人事異動に伴う人件費の増額と、公債費負担の軽減を図るための借換債による農業集落排水事業16件分と漁業集落排水事業2件分の元金の繰上償還に要する経費の追加が主なものであり、これらの財源として公的資金保証金免除繰上償還制度を活用した借換債と、一般会計繰入金を充てるものあります。

なお、この借換債につきましては、今回の18件分で、最終償還の平成32年度までの間で7,000万円余りの利子負担軽減を図ることができるとの説明を受けておりますが、あくまでも現段階での試算であるとのことであります。

また、地方債においては、農業集落排水事業借換債と漁業集落排水事業借換債の2件を追加するものであり、これにより、歳入歳出それぞれ2億5,783万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を31億5,424万9,000円とするものであります。

次に、議案第108号平成20年度休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第1号）であります。平成19年度分の消費税の確定による公課費の増額を前年度繰越金で調整し、歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1,881万2,000円とするものであります。

以上の補正予算3件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第115号土地（大内工業団地造成地）の処分についてであります。これは本年1月の第1回臨時会の議決を受け、2月に着工した大内工業団地造成工事がこのたび完工したことにより、当該造成地をTDK羽後株式会社へ2億7,306万9,193円で売却するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、この処分金額は、今期定例会初日に議決いたしました議案第95号の造成工事費に測量設計費や給水管工事費等を加えた実費内容であり、提案の趣旨を了とし、原案を

可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第11号「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出についての陳情であります。これは昨年12月に成立した鳥獣被害防止特措法関連予算について、野生鳥獣捕殺に優先的に使うことなく、それらが帰ることができる自然の復元や被害防除にこそ優先的に使われるよう、国へ意見書提出を求めるものであり、その願意を妥当とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。3番佐々木勝二君。

【建設常任委員長（佐々木勝二君）登壇】

建設常任委員長（佐々木勝二君） 建設常任委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、道路関係2件、補正予算5件、契約締結1件の合計8件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、道路関係の案件であります。

議案第92号由利本荘市道路線の廃止について及び議案第93号由利本荘市道路線の認定についての2件ありますが、関連がありますので一括してご報告いたします。

初めに、幹線路線見直しに伴うものでありますが、新山線及び石脇通線を廃止し、新たに石脇通線を認定するものなど14路線を廃止し、16路線を認定するものであります。

次に、開発行為に伴うものでありますが、赤沼下9号線及び一番堰24号線を認定するものであります。

次に、田園空間整備事業に伴うものとして、矢島地域の、つどい線を認定するものであります。

以上、14路線を廃止し、19路線を認定する2件の道路関係の案件につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、契約締結の案件であります。

議案第96号物品（除雪ドーザ）購入契約の締結についてであります。これは大内地域及び由利地域に13トン級各1台、合計2台の除雪ドーザの配備について、契約金額2,983万500円で東北TCM株式会社本荘営業所長と物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、平成20年度各会計の補正予算の案件であります。各会計に共通して、職員人件費については4月1日付の定期人事異動に伴う補正であり、職員人件費を除く主なものについてご報告いたします。

初めに、議案第99号平成20年度由利本荘市一般会計補正予算（第2号）のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では13款、15款、歳出では4款、8款であります。

まず歳入において、13款使用料及び手数料では、鳥海ダム調査事務所の駐車場敷地の所管がえにより、その使用料を補正するものであります。

次に、15款県支出金では、環境整備活動推進事業費補助金の増額であります。

一方、歳出において、4款衛生費では、簡易水道事業特別会計への繰出金の増額が主なものであります。

次に、8款土木費では、側溝改良及び道路補修に伴う原材料費の増額、地方道路整備臨時交付金事業における事業費枠内での組み替え補正及び都市計画マスタープラン策定事業に係る委託料の追加が主なものであります。

次に、議案第105号平成20年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、一般会計繰入金の増額及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う借換債の追加であり、一方、歳出では、補償金免除繰上償還に係る公債費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ12億3,486万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を41億3,797万2,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業借換債及び特定環境保全公共下水道事業借換債を追加しようとするものであります。

次に、議案第107号平成20年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、一般会計繰入金の増額であり、一方、歳出では、水質検査項目の変更による委託料の増額及び補償金免除繰上償還に係る公債費の増額が主なものであり、歳入歳出それぞれ474万8,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を15億36万2,000円にしようとするものであります。

次に、議案第109号平成20年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出においては、水道事業鳥海ダム利水計画策定業務にかかわる委託料の追加及び公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債に伴う企業債利息の減額が主なものであり、1,832万7,000円を減額し、13億6,408万6,000円にしようとするものであります。

一方、資本的収入においては、公的資金補償金免除繰上償還に係る企業債を3億710万円増額し、11億2,399万2,000円に、また、同じく支出においては、工事請負費の増額及び公的資金補償金免除繰上償還に係る企業債償還金の増額が主なものであり、3億7,985万6,000円を増額し、17億9,192万8,000円にしようとするものであります。

また、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債において、起債限度額などを設定しようとするものであります。

次に、議案第110号平成20年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出においては、給料などを825万7,000円減額し、10億565万4,000円にしようとするものであります。

一方、基本的収入においては、企業債を3,500万円増額し、1億3,900万1,000円に、また、同じく支出においては、工事請負費の増額が主なものであり、4,452万7,000円を増額し、4億1,601万9,000円にしようとするものであります。

また、供給設備整備事業において、起債限度額を増額変更しようとするものであります。

以上、ご報告いたしました一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各委員長の審査報告を終わります。

午後 1 時まで休憩いたします。

午後 0 時 0 2 分 休 憩

---

午後 1 時 0 1 分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

議長（井島市太郎君） これより日程の順に従い、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、陳情等を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思えますので、ご了承願います。

---

議長（井島市太郎君） 日程第 4、議案第 80 号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第 80 号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第 5、議案第 81 号から、日程第 7、議案第 83 号までの 3 件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第 81 号から議案第 83 号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第8、議案第84号から、日程第14、議案第90号までの7件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第84号から議案第90号までの7件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第15、議案第91号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第91号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第16、議案第92号及び日程第17、議案第93号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第92号及び議案第93号の2

件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第18、議案第96号及び日程第19、議案第97号の2件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第96号及び議案第97号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第20、議案第98号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第98号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第21、議案第99号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第99号は、原案のとおり可

決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第22、議案第100号から、日程第30、議案第108号までの9件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第100号から議案第108号までの9件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第31、議案第109号及び日程第32、議案第110号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第109号及び議案第110号の2件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第33、議案第111号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第111号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第34、議案第112号から、日程第36、議案第114号までの3件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第112号から議案第114号までの3件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第37、議案第115号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第115号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第38、議案第116号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第116号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第39、議案第117号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第117号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第40、陳情第11号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第11号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第41、陳情第12号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許します。25番村上亨君。

【25番（村上亨君）登壇】

25番（村上亨君） 陳情第12号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し、自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書提出についての陳情であります。総務常任委員長の報告によりますと採択すべきとのことでありましたが、イラク派遣訴訟は全

国11地域で提訴され、それまでの判決は、すべて原告の全面敗訴でありましたが、ことし4月17日の名古屋高裁の判決は、国は勝訴のため上告できず、原告は実質勝訴として上告せず、確定したものであり、今回の陳情の根拠となっております「空自イラク派兵は違憲」判決というのは、裁判上の結論の判断にかかわらない部分でのことし3月31日に退官された裁判長の指摘であり、主文の判断にかかわらない部分は判決理由には書かないことが慣例となっているとして、法曹界でも異論が出ている部分を取り上げての陳情であることを念頭に置きまして、反対の立場から討論を行います。

自衛隊の派遣については、ご案内のとおり平成15年7月に成立した、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の日本の法律に基づき活動をしているものであります。

現在は航空自衛隊による輸送活動が行われておりますが、その活動の内容は、1、日本からの人道復興関連物資の輸送。2、関係各国、関係機関等の物資と人員の輸送。3、国連支援活動関連の物資と人員の輸送であります。

さて、今回の陳情であります。名古屋高裁は「空自イラク派兵は違憲」と判決したとの、陳情者にとりまして意に沿う部分を取り上げておりますが、実際の判決は、自衛隊のイラク派遣についての違憲の確認と派遣の差しとめ、そして損害賠償を求めた原告の訴えをすべて退け、原告敗訴の判決を下したものであります。

その上で、傍論、いわゆる判決理由を構成しない裁判官の意見として、「イラク特措法と憲法に違反する活動を含んでいるのでは」と問題点を指摘したもので、判決主文のみが法的拘束力を持ち、傍論は法的拘束力を持たず、被告である国は運用を変更せずとも違法にはならないものであります。

今回は裁判官の傍論としての意見であり、名古屋高裁が違憲であると判決したという、主文とは異なる文言は国民に誤解を与える不適切な表現と思われまます。

今、世界の主要国である日本が行っている活動は、日本の法律に基づいた、あくまでもイラクでの人道復興支援であり、また、現行の特別措置法は来年7月までの時限立法となっており、その支援活動は国際貢献として各国から高い評価を得るとともに、世界の国々の安定につながるものであり、その安定は世界の安全、ひいては日本国民の安全にもつながるものであります。

よって、陳情第12号は不採択にすべきものと判断し、議員各位のご賛同をお願いして、反対討論を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 6月定例議会において、総務常任委員会において、陳情第12号名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し、自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書提出についての陳情で、委員会として採択をしたということに敬意を表するものであります。

陳情第12号については、賛成の立場から討論を行いたいと思っております。

現在、イラク派兵に対して正当性があるという主張がありましたけれども、正式にこのイラク派兵差しとめ訴訟の文言というのは、正式には「自衛隊イラク派兵差しとめ等請求控訴事件」に対する違憲判決であります。これはつまり、アメリカ、そして日本政

府が絡んでおります事件であります。

翻ってみますと、2001年9月11日、アメリカにおける同時多発テロの翌日でありますけれども、アメリカのブッシュ大統領はマスコミに向けて、「我が国に対してきのう行なわれた用意周到なおぞましい攻撃は、単なるテロ行為ではなくて戦闘行為だ」という言葉に始まる演説を行いました。大変有名な演説であります。その後続く「これは善と悪のすさまじい戦いになる。しかし、これはいずれ善が勝つ」という、単純に色分けされたテロリズムとの戦い、つまりブッシュの戦争が始まったのであります。

当時、アメリカ国内を初め世界各地で、ブッシュの戦争は大変多くの人たちから支持を集めました。しかし現在、世界の各地において、このブッシュの戦争、イラク戦争の正当性が否定されております。イギリスやカナダ、韓国、オーストラリアを含め当時の多国籍軍を形成した多くの首脳たちが、間違った戦争であったということが証明されております。また、フセインの大量破壊兵器が、いまだ見つかってはならないという事実もあります。アメリカ大統領選挙においてブッシュの戦争は、オバマ、そしてマケインにおいてさえ否定されようとしているのであります。

しかし日本の政府においては、いまだこのイラク戦争、ブッシュの戦争をかたくなに正当性のあるものと主張しております。

イラク戦争、そしてブッシュの戦争が、いまや多国籍軍を形成した多くの国々から、そしてアメリカの国内においてさえ否定されている現在、日本政府の態度、そして自衛隊は、まさにアメリカ軍に組み込まれたものと認識しなければいけません。

アメリカには現在、3つの軍隊があります。陸、海、空、そしてもう1つ、海兵隊という組織があります。日本の自衛隊がこのアメリカ3軍、そして海兵隊に組み込まれて、もはやアメリカは日本の自衛隊さえも自分の組織に組み入れた、つまり3つの軍隊と2つ、海兵隊、自衛隊を持ったと言われております。この2つの部隊、アメリカ海兵隊、そして日本の自衛隊が、まさにアメリカの軍事再編成の中に完全に組み込まれてしまった。その証拠として、ことし4月17日の名古屋高裁の違憲判決に関しまして、まさに驚きの発言をした高官がいます。それは、自衛隊幕僚機関の、制服組の最高位に当たる統合幕僚長がこの違憲判決に対して、お笑い芸人のギャグを引用しまして、このような判決は「そんなの関係ない」と、非常に汚く言ったのであります。これが、現在の日本の安全保障をつかさどる現場の最高責任者の公的な発言であったことに、私は血液が逆流する思いであります。

この名古屋高裁の判決を読みますと、主文においては市民からの請求を棄却したのであって、裁判においては市民の請求は敗訴しております。しかし、政府のやっていることに留保なく憲法上否定的な判断、断定を下したのであるから、まさに画期的な判決と言わざるを得ません。

特に、いかなる地域、何のために、いかなる国際貢献を、いつの期間において派遣があるのかという点については、立法した時点における国会のあり方が問われていますし、今後、再度ですね、国会における軍事的なコントロール制度を再検討されることが求められています。

名古屋高裁判決は、憲法9条1項の「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」を引用しております。そして規定を尊重していることに注目すべきだと思います。憲法9条第1

項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定しています。この規定のうち、「武力の行使」がこの判決で鋭い分析をしていることに注目をしなければいけません。

判決において、1つに、イラク攻撃及びイラク占領の概要について述べております。2つ目、イラク各地における多国籍軍の軍事行動について述べています。3つ目に、武装勢力の認定について述べています。4つ目、多数の被害者の存在などについて、事実認定の確認と状況的な把握を求めています。

名古屋高裁が認定した違憲判決の中身は、まさにイラク派兵の措置、つまりイラク特措法の認定の事実を対応が法にかなったものでなかったことを示しています。つまり2003年3月20日、フセイン政権が大量破壊兵器を保有しており、その無条件査察に応じないことを理由として、国連の決議のないままアメリカ、イギリス軍を中心とした連合軍がイラクを攻撃したこと。そして、2004年6月のイラク暫定政府の発足、国連安保理に基づく多国籍軍の発足、それへの日本の自衛隊の参加などの事実の概要が示されています。

この背景を名古屋高裁は、ファルージャ、バグダッドなど多国籍軍の軍事行動の検証と、この軍事攻撃の結果、多くの一般市民が殺害を含めた悲惨な被害に遭ったことが克明に示されています。また、このような掃討作戦の対象となった武装勢力の種類、兵員数と膨大な死者、深刻な大量の避難民の数を示しています。

名古屋高裁は、この戦争の仕掛人であり最大の加害国であるアメリカの軍事行動、ブッシュの戦争に対して、戦費、兵員数にも否定的な考察を加えている点で評価できるものであると思います。

そして日本の航空自衛隊がイラクにおいて行ってきたことに言及しています。日本の航空自衛隊はイラクにおいて、首都バグダッドにおいて何をしてきたのでしょうか。派遣当時、バグダッドは安全確保ができないとして、イラク南部タリル基地とクウェートの米軍基地の間を自衛隊輸送機は週4回行き来しており、輸送の対象がほとんど人道復興支援のための物資ではなくて、多国籍国の兵員の輸送であったことが明らかになっております。特措法は、現に戦闘行為が行なわれておらず、戦闘行為が自衛隊が滞在期間中には行なわれることがないと認められる地域においてのみ、すなわち非戦闘地域でなければならないと明示しております。はっきりと違反しているという判決であります。このような判決に対して何の異論、反対があるのでしょうか。

まさに名古屋高裁が示した、自衛隊イラク派兵差しとめ請求控訴事件判決は、正当性を持った判決であることを訴えまして、私の陳情採択賛成討論としたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長（井島市太郎君） 以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本陳情については起立採決いたします。委員長の報告のとおり、これを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立少数であります。よって陳情第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第42、継続審査中の陳情第1号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

本陳情については起立採決いたします。委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって継続審査中の陳情第1号は、継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第43、継続審査中の陳情第2号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。12番本間明君。

【12番（本間明君）登壇】

12番（本間明君） 継続審査中の陳情第2号についてであります。総務常任委員長からは採択の報告がございました。2点ばかり、委員会の審査過程について質問をいたしたいと思っております。

第1点ですが、今回の第2号は鳥海地域の直根及び笹子の出張所、そしてその後の6号は岩城の亀田、8号が大内の上川大内、下川大内、そして9号は、これは上川大内の内容で、いずれにしろ5出張所についての、要約して言えば存続をしていただきたいという陳情でございます。この件につきましては私からあえて今ここで申し上げるまでもなく、この5つの出張所プラス本荘地域の5出張所も、当時、原案としてあったわけでございます。ただ委員会としては、もちろん5つの地域しか出てきておりませんから、そのことの存続の可否について議論はされたのはもちろんでしょうけれども、ただ私が思うのは、少なくとも当初案は本荘地域があったものですから、この5つの地域について議論をしていく過程の中で、じゃあ本荘地域はどうなんだというふうな議論がその中に入ったのかなかったのかというあたりのところも、私から考えさせていただければ不離一体の事項であるというふうにして考えておりますものですから、その点について、なかったのであればそれはそれですし、ありましたらその点について委員長に質疑をするものでございます。

それから第2点でございますが、さきの3月定例議会では、もちろんこの案件については継続審査扱いになっておりました。3月定例議会での委員長からの要するに継続審査にした際のそれぞれ委員の皆さん方からのご意見が披瀝をされております。それは4点に集約されておりました。

1つは、出張所の廃止よりも先行して行うべき行政改革があるのではないかというのが、ある意味で慎重論といえますか。もう1つは、市の一体感の醸成は必要であるが、合併後3年で住民に大きな負担を強いるような行政改革は拙速でないか。あるいは、出

出張所の機能にかわるサービスシステムが確立されることを条件にして廃止を進めるべきだ。それから4つ目ですが、今後の市当局の動向を見守るべきだというような意見があったということで漏れ承っておるのは、このことに対する継続審査と片方の採択すべきというものが委員の皆さん方で3対3であって、委員長のご判断で継続審査というふうな過程であったというふうにして伺っております。ですから、委員長が3月議会で申し上げた、これらの意見が今議会で採択まで至る間にどれぐらい煮詰まった議論をし、それで結果的に採択すべきといった過程の議論について、長々とは結構でございますが、委員長の今浮かぶ程度で結構でございますので説明していただきたいということでございます。

以上2点、お願いします。

議長（井島市太郎君） 総務常任委員長の答弁を求めます。18番佐藤賢一君。

【総務常任委員長（佐藤賢一君）登壇】

総務常任委員長（佐藤賢一君） ただいま本間議員さんの方から委員会の報告に対して質問が2つほどありましたけれども、1つは、陳情4件の採択の過程の中で3月議会で話し合われた、継審にした要素が、出張所の廃止よりも先行して行うべき行政改革があるのではないかというような4つの項目も指摘されながら、どういう話し合いがなされたのかということ、そういう質問であろうかと思えます。

まず委員の中からは、行政改革のためにも仕方ないんじゃないかと。それから、いろんな形でもう少し審査の必要があるんじゃないかという動議も出されました。しかしながら、出張所のこの廃止、存続の件については、当局からも出張所の実態、あるいは機能などを調査しながら、地域住民の声を聞いて双方合意に至るような配慮をするという説明もございました。したがって、この当然3月定例議会で継審の理由づけをした項目をも含めた当局の説明と解釈をしておりますので、議員の皆さんも委員の皆さんもそういう解釈でおりますので、賛成すると。採択すると。だから先ほど言いましたように継審の動議も出されました。いろんなことを議論しながら採決の結果、採択となったわけですのでご理解をいただきたいと思えます。

もう1つの本荘地域の出張所のことは出なかったのかということですが、この本荘地域については話は出なかったのので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 12番本間明君、再質疑ありませんか。

12番（本間明君） ありません。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。12番本間明君。

【12番（本間明君）登壇】

12番（本間明君） ただいまの陳情第2号、この先の6号、8号、9号も同じことでまた登壇をさせていただきますが、動議を提出いたしたいと思えます。

今回4つの出張所について、存続について総務常任委員会では可決をしたということでございます。ただ、今現在の由利本荘市当局の見解というのはこういうことでありまし

た。かねて計画していた4月の実施は見送ることにした。今後、廃止対象とする地区や実施時期などにつきましては、市全体のバランスを見ながら地域の実情や住民の意見を十分取り入れ検討してまいりますということであって、少なくとも市当局のこの先の最低限、早くても平成21年度から何かがあれば、あるという認識はございます。しかしながら一切市のどこがどうなるのか、あるいは時期等についてもこれから検討していくというようなお話しですから、例えば9月からでも実施するんだというようなことがあれば早々に今から議会の態度はきっちり鮮明にしなければいけませんけれども、私思うについては、まだ当局の動向なり、それから地域の皆さん方の本当のご意見がどうなのかというあたりの聴取等についても、まだまだの部分が多いというふうにして考えますことから、少なくともこの陳情の扱い、第2号については継続審査にするべきだという動議、あわせて皆様方からもご賛同をいただければ、少なくともこの第2号については総務常任委員会に再付託ということの2点について動議を提出させていただきますので、よろしくご賛同のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） ただいま12番本間明君から継続審査中の陳情第2号について、閉会中の継続審査として総務常任委員会へ再付託されたいとの動議が提出されました。この動議を議題として取り扱うことに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。ただいま提出されました本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立少数であります。よって、継続審査中の陳情第2号を閉会中の継続審査とし、総務常任委員会に再付託されたいとの動議は否決されました。

先ほど討論の有無を皆さんにお諮りしております。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 本陳情については起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって継続審査中の陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第44、継続審査中の陳情第6号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。12番本間明君。

12番（本間明君） 議長のお許しをいただきましたので自席で、さきの第2号と同じく継続審査並びに総務常任委員会に対する再付託について動議を提出いたします。よろしくお祈りいたします。

議長（井島市太郎君） ただいま12番本間明君から継続審査中の陳情第6号について、閉会中の継続審査として総務常任委員会へ再付託されたいとの動議が提出されました。この動議を議題として取り扱うことに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。お諮りいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立少数であります。よって、継続審査中の陳情第6号を閉会中の継続審査とし、総務常任委員会に再付託されたいとの動議は否決されました。

先ほど討論の有無をお諮りしました。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本陳情については起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって継続審査中の陳情第6号は、採択することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第45、継続審査中の陳情第8号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。12番本間明君。

12番（本間明君） 先ほどの第2号、第6号と同等の理由をもちまして、継続審査並びに総務常任委員会に対する再付託について動議を提出いたします。

議長（井島市太郎君） ただいま12番本間明君から継続審査中の第2号、第6号と同様、第8号についても閉会中の継続審査として総務常任委員会へ再付託されたいとの動議が提出されました。動議を議題として取り扱うことに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。お諮りいたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立少数であります。よって、継続審査中の陳情第8号を閉会中の継続審査とし、総務常任委員会に再付託されたいとの動議は否決されました。

先ほど討論の有無をお諮りしております。ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 本陳情については起立採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって継続審査中の陳情第8号は、採択することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第46、継続審査中の陳情第9号を議題といたします。

この陳情につきましては、陳情第8号と同一趣旨であり、陳情第8号はただいま採択と決定されておりますので、一事不再議の原則により議決不要としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。継続審査中の陳情第9号については、採択されたものとみなすことにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第9号は、採択されたものとみなします。

---

議長（井島市太郎君） 日程第47、追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件については提案説明を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号及び委員会発案第2号の2件については、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第48、委員会発案第1号を議題といたします。

本件は、直ちに採決いたします。本件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって委員会発案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第49、委員会発案第2号を議題といたします。

委員会発案第2号については質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。25番村上亨君。

【25番（村上亨君）登壇】

25番（村上亨君） 反対の立場から討論をいたしますが、陳情第12号に対する不採択の理由は先ほど日程第41で申し上げたとおりでございます。しかも、そのときに、その時点で不採択となった陳情に対しまして意見書を提出することは必然的に必要ないものと考えます。また本来であれば、陳情第12号の採択、不採択の決定をいたし、その後に追加議案とすべきものという考え方を申し上げ、反対討論といたします。

議長（井島市太郎君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本件については起立採決いたします。本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立少数であります。よって本件は、否決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第50、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、議員発案第2号を上程し、提案者の説明を求めます。4番小杉良一君。

【4番（小杉良一君）登壇】

4番（小杉良一君） 私からは、林活議員連盟の全員、由利本荘市議会議員全員で構成されているわけですが、それを代表し、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書案について、朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられる一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に直面している。

このような中、水源林など公益森林の整備に対しては、今後、国などの公的機関の役割がますます重要となってきており、また、山村については昨今、過疎化、高齢化が進み、その活力が低下する中で、林業生産活動の活性化を通じてその再生を図ることが、地域政策上、極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる林業改革推進法（平成18年6月）に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧独立行政法人緑資源機構は独立行政法人整理合理化計画（18年12月）に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業などは独立行政法人森林総合研究所に継承させるなどの措置が講じられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業などにおいて、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林など公益森林の整備、さらには、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるように下記事項の実現を強く要請する。

1、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税など税制上の措置を含めた安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措

置による森林経営意欲の創出。

2、緑の雇用対策など森林・林業担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備、機械化の推進などによる効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進などにより間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。

3、水源林造成事業を含めた公的森林整備を計画的に推進するための組織体制の確保及び施業放棄地など民間による森林整備が困難な地域における国の関与による森林整備制度の創設。

4、国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業の担い手育成と地域活性化への寄与。

5、経過措置として、森林総合研究所森林農地整備センターで行っている事業について。

(1) 水源林造成事業は水源の涵養はもとより、地球温暖化防止その他森林の有する公益的機能の発揮を図る重要な事業であり、その拡充を図ること。

(2) 山村の過疎化による森林整備のおくれに対しては、路網を含めた森林整備や山村対策を図ること。

(3) 上記の対策を図り、森林農地整備センターに働く職員の技術を生かすべく、国みずから新たな専門の公的機関を設置すること。

(4) 幹線林道については、補助事業の円滑な実施が確保されるよう継続的に地方財政措置などの対応を図るとともに、技術支援についても検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議員各位の満場のご賛同をお願い申し上げます。

議長（井島市太郎君） これにて提出議案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第3項の規定により、議員発案第2号については委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第51、議員発案第2号を議題といたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（井島市太郎君） 日程第52、由利本荘市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4名とし、佐藤はつ子さん、阿部長一郎君、佐藤綾子さん、畠山清子さんを推薦いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって由利本荘市農業委員会委員に、ただいまの4名を推薦することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

---

議長（井島市太郎君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る6月6日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力いただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成20年第2回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時57分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員